

今帰仁村営兼次団地 入居者募集要項(村外在住の方)

村営団地の入居者について、次のとおり募集を行います。申込にあたっては、この募集要項をよくお読みになってお申し込みください。

1. 募集戸数及び募集団地名など

【兼次団地】

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 1. 募集戸数 | 1戸(2階建て) |
| 2. 住所 | 今帰仁村字兼次124番地 |
| 3. 間取り | 3DK:洋室3、台所、浴室、洗面所、便所 |
| 4. 家賃 | 仮算定13,100円~25,700円(世帯収入により家賃が異なります。) |

※別途共益費(1,000円~3,000円)がかかります。共益費は浄化槽等の共有部分の維持管理のために利用されます。

2. 入居者申込み資格

次のすべてに該当する方が入居資格を有します。

| | |
|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none">● 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(夫婦、親子等)● ただし、一部例外により単身で入居できる場合があります。 60歳以上の方、障がい者、生活保護受給者、戦傷病者、原爆被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等。※別居中を除く |
| 2 | <ul style="list-style-type: none">● 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。<ul style="list-style-type: none">① 現在、今帰仁村の村営住宅に入居している方は申込みできません。② 入居予定者全員が持家を所有していないことが前提です。 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none">● 同居親族全ての所得を合算した月収額(入居親族を含めた過去1年間における所得の合計金額から、定められた金額を控除(基礎控除、特別控除等)して、12で除した額)が、次の基準以下であること。 一般世帯:158,000円以下であること。 裁量世帯※:214,000円以下であること。 |
| 4 | 市町村税等を滞納していない者であること。 |
| 5 | 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。 |

※裁量世帯・・・入居予定者全員が60歳以上の世帯、入居者が60歳以上で同居者が18歳未満の世帯、入居者または同居者に障がい者(規定の程度があります。)がいる世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯等

※その他、申込み資格の詳細については、総務課行政係へご確認ください。

3. 募集要項配布・申込受付などについて

(1) 募集要項配布期間・申込受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年6月1日(月)土日・祝日を除く。

午前9時～午後5時(正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 配布場所・申込先 今帰仁村役場 総務課 行政係

※ 申込受付期間終了後に、抽選券を送付します。

4. 入居候補者の決定 抽選会で入居候補者を決定します。

● 入居候補者決定抽選会

日時(予定):令和8年6月18日(木) 午後2時から

場所:今帰仁村役場2階 会議室I

※ 当日は、抽選券を持参してください。抽選券は、申込受付期間終了後に送付します。

※ 抽選会終了後、抽選で決定した入居候補者は入居審査についての説明会がありますので、抽選会には必ず出席してください。(※都合が悪い場合は、必ず代理人を出席させてください。)

5. 入居者の決定

● 入居決定通知 令和8年6月下旬予定

抽選の結果、入居候補者には、入居資格審査を行い、正式に入居の決定をします。

なお、申込時に提出いただいた書類に虚偽等がある場合は、入居決定を取り消すことがあります。

6. 入居手続き

● 令和8年7月入居開始予定(※部屋の修繕等の状況による)

入居手続きに必要なものは、以下のとおりです。

(1) 当月分及び翌月分の家賃(入居日からの日割り計算となります。)

(2) 敷金(家賃の3か月分に相当する額かそれ以上)

(3) 請書(連帯保証人に関する書類)

※入居手続き期間内に入居手続や連絡がない場合は、入居を取り消すことがあります。

7. その他(申込み及び入居の留意事項) ※必ずお読みください!

(1) 申込者(本人)は、原則として世帯主とします。

(2) 次のような方は、申込失格又は入居失格とします。

① 申込み内容に虚偽があったとき。

② 申込した家族が同時に入居できないとき。または、入居時に同居者が増えているとき(出生は除く)。

③ 同一世帯または同一人で複数の申込みをしたとき。

④ 申込後に住所変更をし、これを村に連絡しなかったとき。

⑤ その他申込みに必要な事項について不備があり、補正しないとき。

⑥ 村営住宅の入居決定の通知を受けたが、決められた日までに入居手続を行わなかったとき(提出書類に不備があり、補正を行わなかった場合等を含む。)

(3) 提出された書類は一切お返ししません。

(4) 別居という形での入居はできません。

(5) 村営住宅では世帯分離を認めていません。

(6) 村営住宅では、動物(犬、猫、鳩、鶏など)を飼うことはできません。

(7) 入居契約後、各団地自治会に加入し、運営に協力していただきます。

(定期的な班長・会計等の役員をしていただきます。)

(8) 入居後は、区民として区の地域行事活動等に協力をお願いします。

<提出書類一覧>

| | | |
|--------------------------------|----------------------------|--|
| 1 必ず提出する書類等 | ①村営住宅入居申込書 | 別添の申込書を提出してください。 村外在住の場合、同意書欄の記入は不要です。 |
| | ②住民票謄本 | 入居希望者全員のものが必要です。お住まいの市区町村の窓口で取得してください。 ※ 本籍・続柄を省略しないでください。 ※ マイナンバーの記載がないものを提出してください。 |
| | ③所得課税証明書 ④納税証明書 | 令和7年度の各証明書を、お住まいの市区町村の窓口で取得してください。 (令和7年1月1日時点で、他市区町村に住んでいた場合は、その市区町村で証明書を取得する必要があります。) ※ 収入申告をしていない方は所得証明書が発行できない場合があります。前もって、お住まいの市区町村の窓口で申告を行ってください。 ※ 18歳以上の同居する親族全員の証明が必要です。 |
| | ⑤資産証明書又は無資産証明書 | 18歳以上の同居する親族全員分について、お住まいの市区町村の窓口で取得してください。 他市区町村に資産をお持ちの場合は、その市区町村の証明書も提出してください。 資産のない方は無資産証明書を提出してください。 |
| | ⑥国民健康保険税(料)を滞納していないことの証明 | 同じ世帯で国保に加入している方がいる場合、現年度分(申請時点)及び過年度分について国保税(料)を滞納していないことの証明書を、お住まいの市区町村の国保窓口で取得してください。完納証明書でも可。様式は任意です。 |
| 2 該当者が提出する書類等 | ⑦各種料金の滞納がないことの証明書 | ・上下水道料金 ・保育園保育料 ・学校給食費 ・幼稚園使用料(預かり保育料含む。) 同じ世帯で上記いずれかをお住まいの市区町村に支払いしている場合、現年度(申請時点)及び過年度分それぞれについて滞納がないことの証明書を、お住まいの市区町村の各担当窓口で取得してください。完納証明書でも可。様式は任意です。 |
| | ⑧障害者手帳等の写し | 同じ世帯に障害者手帳などをお持ちの方がいる場合、その写しを提出してください。 |
| | ⑨生活保護受給証明書 | 生活保護を受給している場合、最寄りの福祉事務所等にて証明書の発行を申請し、その証明書を提出してください。 |
| | ⑩扶養証明書 | 住民票謄本に記載のない方を扶養している場合、お住まいの市区町村窓口で扶養証明書を取得し、提出してください。 ※ 令和7年度の証明書をお願いします。 |
| | ⑨母子・父子世帯であることを証明する書類、扶養証明書 | 母子・父子世帯の場合、母子・父子世帯であることを証明する書類(例:戸籍謄本、母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し等)を提出してください。 |

【申込み先・問合せ先】

〒905-0492

沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地

今帰仁村役場 総務課 行政係(村営住宅担当)

電話:0980-56-2101